12 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要 (平成 21 年 6 月 8 日現在)

代表者職氏名 理事長 西村 力 県所管部課名 健康福祉部 保健衛生課								
11农有粮氏石	理事長 西村 力		県所管部課名		健康福祉部 保健衛生課			
設立年月日	昭和 58 年 3 月 3	80 日	基本財産	5	,160 千円			
主な出資者等	氏名・名称				金額 出資等比率			
の構成	青森県				1,500 千円 29			
(出資等比率順位順)	青森県理容生活衛生同業組合				445 千円			
	青森県美容業生活衛生同業組合				384 千円			
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合				350 千円			
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合				310 千円 6.0			
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合				286 千円	5.5%		
	青森県すし業生活衛生同業組合				247 千円	4.8%		
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合				238 千円	4.6%		
	青森県クリーニング生活衛生同業組合				237 千円	+		
	青森県食肉生活衛生同業組合				234 千円	4.5%		
組織構成								
113 7-70	区分	人数うな		ち常勤	存	備考		
	理事	1 1 名		1	名 県OB1	県OB1名		
	監事	2	2名	0	名			
	職員	2	4名	3	名 県OB1	名		
	1 11							
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持							
	及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導、同営業に関する利用							
	者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導							
(7.24.1 NO	等 (7.0 // 4.7)							
経営状況	経常収益	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			(その他参考) 補助金 23,161 千円			
(平成 20 年度)	経常費用	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				•	23,161 千円	
					県からの補助	•	12,554 千円)	
	当期一般正味財産 [」] 	į –			業収入	•	1,649 千円	
					事務代行費		3,800 千円	

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月法律第164号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であったことから、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになった。このため、昭和32年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

その後、昭和54年には、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興 と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1)組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開

当法人では、各種事業の周知等に当たって、主に、業種ごとに組織されている生活衛生同業組合の組織を活用する方法をとっていたが、営業者の組合離れが進み、各組合への加入率が低いという当時の状況においては、各組合を活用した事業展開では対象範囲が限られ、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的が達成されないのではないかと懸念されたことから、平成18年度の報告書では、「組合加入率の向上策に対する支援を行うと同時に、現状を踏まえた効果的かつ効率的な事業展開について検討する必要があること」を提言していた。

この点について、当法人からは、各組合の加入率向上策に対する支援を続けているものの、組合加入者数は依然として減少傾向にあること、これを受け、当法人においては、実施事業を組合加入者以外にも周知するため、無作為に抽出した営業者に対してダイレクトメールを送付するなどの取組を行っていることが報告された。また、当法人から報告のあったこれらの取組の効果について確認したところ、こうした取組による効果は直ちにはあらわれにくいため、数値的な把握は困難であるとのことであったが、ダイレクトメールで案内した各相談事業における相談件数だけを見れば、むしろ減少しているという状況であった。

このように、組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開については、当法人の取組にもかかわらず、成果をあげていない状況にある。本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的を達成するため、当法人においては、今後、組合加入者以外に対する事業のあり方等について、引き続き検討を重ねる必要がある。

(2)限られた人員及び予算における効果的な事業の実施

当法人の経営は国や県からの補助金等の収入の範囲内で行われており、事業内容に関する裁量の 余地が少ないことが確認されたが、そのような条件においては、効果的な事業実施のための工夫が 特に大切であると考えられたことから、平成18年度の報告書では、「限られた人員及び予算の範 囲内で効果的かつ効率的に事業を実施していくため、職員の専門性が最大限に発揮されているかと いうことを含め、当法人の本来の目的の達成のために、それぞれの事業が効果的に機能しているか ということについて検証し、可能な限り事業の重点化に努めていくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、国や県の予算の影響で補助金収入が年々減少している中で、当法人としては、効果的かつ効率的な事業の遂行がますます求められてきていると認識しており、そのため、各相談事業、衛生指導、講習会の事業に重点を置き実施していきたいと考えているとの説明があった。

今年度の点検評価において、当法人の実施事業の実績等を確認したところ、例えば、地区ごとに相談室を開設し融資や経理等に関する専門的な相談・指導を行う「地区生衛業相談事業」については、平成18年度は24件の相談件数であったものが、平成19年度は11件、平成20年度はわずか1件となっているなど、従前どおりの方法で継続実施することについて疑問が感じられる事業も見受けられた。また、当法人で実施している融資指導や経営指導については、近年、商工会議所等の当法人以外の機関でも行われるようになってきているとのことであり、これらの事業を今後も当法人で実施していく必要があるかどうかに関しては、検討の余地があるものと思料された。

当法人の組織体制は常勤役職員3名、非常勤職員1名、人件費を除いた事業費は9百万円程度であり、ともに小規模なものであるが、当法人においては、各種相談・指導事業、標準営業約款事業、講習会等開催事業、生活衛生関係営業の振興事業など、その規模に比べ、非常に多くの事業を実施している。今後は、当法人及び県の所管課において、実施事業が効果的に機能しているかどうかについて検証した上で、取捨選択して真に必要な事業に絞り込み、重点的に実施していく必要がある。

(3)専門性を有する組織・団体との連携

当法人は、営業者に対する経営指導等を通じ、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とした事業を行っていたが、将来的には営業者の経営再生支援など更に充実した事業展開を目標としていたことから、平成18年度の報告書では、「そのためには、県の経営支援課や(財)21あおもり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要なこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、事業実施のための補助金が年々削減されてきていることから、 現在のところ、経営再生支援等の新たな事業は実施できない状況であること、そのため、当法人に おいては、既存の事業について、関係機関との連携に努めており、日本政策金融公庫の融資制度改 正説明会と当法人の経営講習会を共同で開催したほか、商工会議所や商工会連合会の研修会におい て当法人の事業のPRを行ったことなどが報告された。

前述したとおり、当法人の役職員は常勤役職員3名、非常勤職員1名であり、小規模な組織体制であることから、当法人単独で事業を実施するよりも、他の組織・団体と連携して事業を実施する方が望ましいと考えられる。当法人においては、今後も、関係機関との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努める必要がある。